

かみのかわ

議会だより



Kaminokawa



マスのつかみ取り

No. **146**

平成24年8月

◆編集発行◆

上三川町議会広報調査特別委員会

〒329-0696

栃木県河内郡

上三川町しらさぎ一丁目1番地

TEL 0285 (56) 9161

◆ 今月の内容 ◆

6月定例会議決事項	2～4
ここが聞きたい	5～13
一般質問	
議会の仕組み、編集後記等	14

■6月定例会■

全議案を原案可決

定例会

平成24年第3回町議会定例会を
6月4日から12日まで、9日間の
会期で開きました。
日程は次のとおりです。

- 1日目 条例等上程及び一部採決
・委員会付託
- 2日目 一般質問
- 3日目 一般質問
- 4日目 常任委員会審査
- 5日目 自宅審議
- 6日目 休会
- 7日目 休会
- 8日目 委員会報告書作成
- 9日目 常任委員会審査結果報告
及び討論、採決



このようなことが決まりました

同意

◆ 固定資産評価審査委員の選任
につき同意を求めることについて
7月31日をもって任期満了とな
る蓬田薫氏（大字梁）の再任に同
意しました。

諮問

◆ 人権擁護委員の推薦につき意
見を求めることについて
9月30日をもって任期満了とな
る深谷和子氏の再推薦に同意しま
した。

条例改正

◆ 上三川町職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例の制定について

平成22年人事院勧告において、
55歳以上職員の給与減額を実施し
た中で、一部特例措置が設けられ
ていましたが、平成23年人事院勧
告で廃止されたことから、勧告に

準じた改正を行うため、条例の一
部を改正しました。

◆ 上三川町税条例の一部を改正
する条例の制定について

地方税法等が改正されたことに
伴い、たばこ税の税率、町民税の
分離課税に係る特例、個人の町民
税の税率の特例等について改正を
行うため条例の一部を改正しまし
た。

◆ 上三川町印鑑条例の一部を改
正する条例の制定について

住民基本台帳法の一部を改正す
る法律の施行に伴い、外国人に関
する印鑑登録証明事務の改正が必
要となったので、条例の一部を改
正しました。

陳情等

◆ 「緊急事態基本法」の早期制
定を求める意見書提出を求める陳
情

陳情の趣旨を認め、採決しまし
た。

◆ 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める陳情
陳情の趣旨を認め、採決しました。

議員案

◆ 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出
可決し、意見書を国の関係機関に提出しました。

◆ 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める意見書の提出
可決し、意見書を国の関係機関に提出しました。

◆ 選挙管理委員の選挙
選挙管理委員及びその補充員は、地方自治法第182条第1項の規定により、議会において選挙すると定められています。選挙の結果選挙管理委員及びその補充員は次のとおり決まりました。

- 選挙管理委員会委員
- 森野利男 (大字上郷)
- 小菅純夫 (大字多功)
- 志鳥光政 (大字上三川)
- 黒須新次郎 (大字坂上)

選挙管理委員会補充員

- 1番 鶴見和良 (大字下神主)
- 2番 上野礼子 (大字上三川)
- 3番 蓬田正美 (大字梁)
- 4番 古口 優 (大字東汗)

承認

町長の専決処分事項の承認を求めることについて

◆ 上三川町税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分
◆ 上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分

◆ 上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものに於いて、承認したものです。

報告

◆ 平成23年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

◆ 平成23年度上三川町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

平成23年度内に完了しない事業の繰越について、報告されたものです。

議長・副議長研修

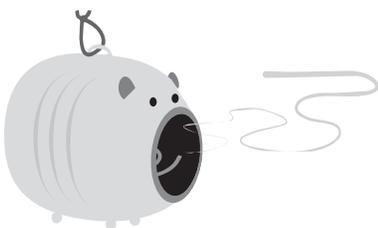
平成二十四年度町村議会議長・副議長研修会が、全国町村議会議長会主催で、5月29日・30日の2日間、東京都港区のメルパルクホールで開催されました。

上三川町議会から隅内正美議長、津野田重一副議長が出席し、議会活動における様々な取り組みについて、研修を受けてきました。

主な研修の内容としては、1日目は、議会活性化への取り組みについて埼玉嵐山町議会議長 長島邦夫氏が講演を行い、その後、シンポジウムでは、今村都南雄先生をコーディネーターに迎え、地方自治法の一部改正や町村議会のあり方について議論が行われました。2日目は、東日本大震災を踏まえた「外国人の方からみた日本人」についてダニエル・カール先生が講話を行い、「議員の健康管理術」について藤田紘一郎先生による講演がありました。

地方分権に伴い、地方自治体の権限や業務が増大し、議会として判断すべき重要事項も益々増えています。全国町村議会議長会では、議長・副議長の研鑽の場として、毎年このような研修会を開催しています。町議会では、議員個々の

レベルアップを図るため、参加の機会があるときは、積極的に参加しています。



議会改革への取り組み 今までの取り組み

平成24年5月号「議会だより」で、議会活性化に向けた検討会を立ち上げ、改革のための議論を始めたことをお知らせしました。
今回は、主に上三川町議会における今までの行財政改革等の取り組みについて、ご紹介します。

○議員定数の見直し

昭和30年4月、現在のの上三川町が誕生したときは、合併特例定数により、定数66人でスタートし、昭和31年1月の選挙では定数26人で行われました。その後、数回定数削減が行われ平成20年の改選から定数16人となりました。

○常任委員会と委員構成の見直し

4委員会で構成されていた常任委員会を平成20年から総務文教、経済建設、厚生 の3常任委員会に統合しました。

○常任委員会の活性化

各委員会の専門性を高めるため、所管事務の調査活動を積極的に行います。

○効果的な議会運営

本会議の審議を効果的に行うた

め、議会の質疑、執行部の説明方法を改善しました。

○一般質問の見直し

・ 対面方式（執行部と質問議員が対面する形での質問）の導入により、質問を活性化させました。
・ 一問一答方式の導入により、質問をより深く行うことができるようになりました。

○情報公開

・ 常任委員会審議は、傍聴人席を確保し、公開しています。
・ 議員全員協議会は、傍聴人席を確保し、公開しています。
・ 議会広報「議会だより」を積極的に活用し、議会活動をお知らせします。
・ 町のホームページを利用し、議会情報を掲載します。

○予算の削減

・ 賃金・特別旅費・旅費（職員分含む）
・ 食料費・負担金
2, 149千円を削減
（平成18年4月から実施済み）
・ 議員報酬等
18, 223千円を削減
（平成20年1月から議員定数の削減に伴う削減）

議員定数の推移

年月	法の定数	町の定数	法との比較	備考
昭和30年4月		66人		合併特例定数
31年1月～		26人		7選挙区で実施
39年1月～	30人	24人	▲6人	
47年1月～	30人	26人	▲4人	
63年1月～	30人	24人	▲6人	
平成8年1月～	26人	22人	▲4人	
16年1月～	26人	20人	▲6人	
20年1月～	26人	16人	▲10人	

※平成23年8月から法（地方自治法）による議員定数の制限がなくなりました。

これからの議会

地方の時代を迎え、地方自治体や議会の役割が益々増大し、国や地方行政のあり方について、道州制をはじめ、いろいろな議論が行われています。

住民の意見が複雑多様化し、何事も一つの意見に集約することが困難な時代となってきました。

その中で、住民の意見を聴き、様々な意見を取捨選択し、住民の意思として集約するためには、今までの仕組みを変えていかなければなりません。

多種多様な意見を聴き、住民の意見の最大公約数をまとめ、住民の意思として、町政に反映させることが議会の使命です。

今まで以上に、住民の意見をくみ上げる努力が必要となっており、そのためには、議会・議員が変わる必要があります。

検討会は、どうしたら住民に理解される議会になるか、議員全員で考えていきます。

8名の議員が質問

紙面の内容は、質問・答弁とも質問者自ら要約、執筆したものを掲載しています。

- 生出慶一 議員
 - ・河川対策
 - ・自転車走行環境の整備・安全対策
 - ・上三川町の節電効果
 - ・学校活動経費
- 高橋正昭 議員
 - ・本町小中学校の児童及び生徒の通学路
 - ・いきいきプラザの空間スペースに文化芸術等の発表展示の場を設ける事
 - ・中学校の必修化された武道
- 稲葉 弘 議員
 - ・町長の政治姿勢
 - ・上三川いきいきプラザ指定管理者の公募
 - ・介護保険
 - ・水道事業
- 稲川 洋 議員
 - ・大震災後の実施計画への影響
 - ・用途地域の見直しの考え
 - ・いきいきプラザの利便性向上
 - ・国保税改定の影響
- 上村康幸 議員
 - ・生ゴミ処理機設置費用助成制度
 - ・雨水利用
 - ・上三川町一般廃棄物処理基本計画
- 山本辰夫 議員
 - ・町長の政治姿勢
- 田村 稔 議員
 - ・公共運動場・町体育館使用料
 - ・小・中学校防災教育
 - ・介護予防
 - ・小・中学校通学路、防犯灯整備
 - ・電力自給
 - ・住宅の耐震化
 - ・省エネ対策
 - ・地球温暖化対策
 - ・放射性物質への被害対策費
 - ・自殺防止・悩み解消
 - ・少子化対策
 - ・小・中全国学力テスト
 - ・教員の多忙感
- 勝山修輔 議員
 - ・経費節減と財政
 - ・行政への町長の考え
 - ・人事管理

ここが聞きたい

一般質問



生出 慶一 議員



河川対策について

問 大雨時の河川の氾濫箇所（場所、数）の確認はしているのか。

答 総務課長 本町における大雨、洪水等の水上上の必要な監視、警戒などは水防活動によりまして対応しております。この水防計画による町水防団は消防団をもって組織し町民などからの情報をもとに、重要な水防箇所及び氾濫危険箇所等の巡視・警戒・確認に当たっており、町職員も、道路や中小河川の巡視、警戒・確認に当たっている状況です。

問 河川の氾濫時対策・計画（ハザードマップの利用等）はいかがか。

答

総務課長 上三川町地域防災計画に掲げる水害予防に、浸水想定地域における指定避難場所等を定めており、避難所は公共施設17カ所を指定しております。また、洪水ハザードマップ利用等については、平成21年3月に「上三川町防災マップ」を作成し、全家庭に配布しております。住民向けに日ごろの備えやふだんの心がけ、災害時の対応など重要な内容をわかりやすく表現しておりますので、災害時に備えて、いま一度確認をお願いしたいと思っております。



増水した田川

問

災害時における届け出先は。総務課長 ご不明の場合には、総務課防災担当にご相談をいただきますと思っております。

問

改修計画の有無について

答

都市建設課長 都市建設課所管で現在、整備しております河川

については、平成20年度の局地的な豪雨により、護岸が崩壊した普通河川井川の川中子3区地内と、過去の大雨時に住宅地に溢水した川中子2区地内、また大雨時に武名瀬川の支流において、たびたび、役場周辺で溢水被害がある上蒲生地内の調整池整備として現在3カ所を実施しているところでございます。他の整備計画については、現在のところございません。

問

町全体をまとめた計画はあるのでしょうか、それとも、計画を今後、考える予定はありますか。

答

町長 全体計画となりますと、上・下流の隣接市町、上流の宇都宮市、下流の下野市とも連携が必要かと思えます。そういった広域な対策も必要だと思えますので、今後も一級河川管理者の県と何度も協議をしながら、その辺の調査研究を早急に進めていきたいと考えております。

学校クラブ活動経費について

問 備品（クラブ活動用）の予算配分はどうなっているか。

答 教育総務課長 各学校において使用する備品につきましては、備品購入費の中に教材備品として位置づけ予算措置をしております。ご質問の競技用品・機器整備品についての区分けはし

問

各種大会等の交通費、特にバス代関係の町負担は十分に行き渡っているのか。

答

教育総務課長 各種大会等の交通費については、中学校におきましては、学校教育の充実を図るため、各種行事大会参加事業として実施計画に計上し、各種大会に参加させる費用を計上しております。参加させる保護者の経済的負担を考慮して毎年500万円の予算を措置しております。配分につきましては、各学校の実績に基づき配当しているところでございます。

その他質問 自転車走行環境の整備・安全対策について①町道の自転車走行安全対策。②車両・歩行者に対しての安全対策、

③中学生等の自転車走行は安全指導・監視されているか、上三川町の節電効果について①町有施設の節電状況・効果について②今後の節電計画は。③自主電力確保の今後の推進計画は。

本町小中学校の児童生徒の通学路について

問 本町各校の通学路と、鹿沼市・京都府亀岡市での集団登校時の死亡事故についてどう認識し、どう捉えているのか。また通学路の安全確認はしたのか。

答 教育長 交通安全施設の整備状況、危険箇所の有無、さらに道路状況等を教職員が現地調査を行い、通学路として指定していません。特に登下校時の危険回避対応の指導と教育を定期的に行なっております。今後は危険度の調査、研究をし、スクールゾーンの設定や路面表示等、県公安委員会に要望してまいります。

問 危険箇所の改善策、改良工事は、早急にやるべきと思うが。



高橋 正昭 議員

答 都市建設課長 緑のカラー舗装にて車道と歩道を分離し安全対策を行なっています。改良工事は、今後も危険箇所の現況把握に努め、最善策と調整を図りながら安全対策に取り組んでまいります。

問 町として「見守り隊」をどのように位置づけているのか。

答 副町長 「見守り隊」の皆様は活動には大変感謝しております。町と教育委員会は、後援という形で支援しております。隊のパトロール活動に対しては、「上三川町ボランティア活動補償制度」の対象となりますので、もしもの時には対応させていただきます。

問 本町における通学路の交通事故はどのくらい発生しているのか。

答 総務課長 統計的に通学時という限定ではないが、子供が関わる事故は昨年6件10名です。

問 町道367号線(上小南側)の歩道が狭く大変危険だが。

答 都市建設課長 緊急に対応可能な側溝蓋の改修を継続的に行い、段差解消等安全対策を実施してまいります。

問 いきいきプラザの空間スペースに文化芸術等の発表展示の場を



通学路 (上小南側)

問 狭い通学路に、まわり道をした車が走り大変危険だが。

答 総務課長 今後は、関係機関に要望したり、可能な限り表示をしたりという形で児童の安全確保をしていきたい。

問 いきいきプラザの空間スペースを利用したいが。

答 福祉課長 指定管理者と十分協議していただければ可能である。

問 照明設備、取付金具、移動パネル等、展示に伴う備品を設置し

てもらえるか。

答 生涯学習課長 相談いただければ、用意できるものについては前向きに考えます。

中学校の必修化された武道について

問 必修化された武道についての認識は。

答 教育長 教員育成のために武道認定講習会や指導者研修会を受講し全員段位級を取得している。柔道は受け身を中心とした学習をしています。

問 目標とする「技能」「態度」「知識思考判断」はどの程度か。そして保護者への周知徹底が必要と思うが。

答 教育長 新学習指導要領で示された武道の目標は、「技が出来る楽しさや喜びを味わい、基本動作や基本となる技が出来る」、また「武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できる」など、生涯スポーツの考え方を取り入れた目標となっています。保護者への周知は、学校便りや学年便りの中で周知徹底を図るよう取り組んでまいります。

稲葉 弘 議員



いきいきプラザ指定管理の公募

問 指定管理期間は平成25年4月から平成30年3月31日までの5年間となっているが、その理由と他市町の実態は。

答 福祉課長 現在の上三川いきいきプラザの指定管理者の指定期間につきましても、施設が健康・福祉の複合施設であることで、専門性や継続性が重視されるほか、施設の管理運営のための機器リースや運営スタッフ等の人材確保などを考慮し、施設の安定した運営を確保するためには3年以上の相当な期間が必要であるとの判断から5年とした。近隣市町の指定期間の実態

はおおむね5年を採用。

問 指定管理料、5年間で10億2500万円となっているが、その内訳と、今まで5年間の指定管理料はいくらになるのか。

答 福祉課長 指定管理の限度額につきましてもの基本的な考え方として、今後5年間で予測される施設設備の修繕業務、さらには開館日の増加に伴う管理運営業務等の費用など、新たに追加される業務にかかる経費を加算したものである。

5年間の指定管理料は、8億1360万2000円を予定。



いきいきプラザ

問 NPO法人にした場合、経費の

節減はいくらになるか。

答 副町長 町が想定しております指定管理料については、施設の運営経費並びに維持管理費にかかる必要最小限の経費を想定しており、指定管理者がNPO法人であるか、一般営利法人であるかにかかわらず、経費に変更はない。



介護保険

問 4月から訪問介護の生活援助の時間が短縮されたが実態は。

答 保険課長 訪問看護の生活援助はホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、掃除や洗濯、食事の準備や調理、生活必需品等の買い物などを行うサービスで、平成23年度の利用実績は月平均36人、一人あたり利用日数は月平均8日、一日あたり平均利用

時間は約70分。制度見直しによる苦情や問い合わせ等につきましては、現在のところ保険者である町には寄せられていない。

問 要介護認定高齢者への紙おむつ支給の増額の考えは。

答 保険課長 年間一人あたり7万5000円相当の紙おむつなどの介護用品と交換できる給付券を年5回、それぞれの月に1万5000円に分割して交付。町社会福祉協議会において実施している年間一人あたり1万5000円相当の紙おむつ購入券も支給となっている。

水道事業

問 水道事業における、捨て水の実態とその理由。

答 上下水道課長 無収水量は料金収入には反映されないが消火栓点検のとき使用する水量及び清浄な水の水質維持、漏水修繕時に発生する赤水対策で排水する水量、新設管布設など通水時における排水水量、既設排水管の末端部のところでの水道水の滞留するところの塩素濃度の低下の防止など必要な措置である。

大震災後の実施計画への影響は

問 昨年の大震災で実施計画への影響はどの程度あったのか。

答 副町長 第6次総合計画基本構想の趣旨に基づき、総合計画実施計画を震災後に策定した。この計画に計上した災害復旧・原発関係として8731万円の負担増だったが、国庫補助や特別交付金で8273万円の交付があり、特に計画への影響はなかった。

問 5月に本県で竜巻の被害があり、県東3市町に町から自主的に職員派遣し手助けをして素晴らしいことだ。町は災害対策、特に学校防災対策についてどのような対策を講じているのか。



稲川 洋 議員

答 企画課長 小中学校の耐震・大規模改修は重点事業とし取り組む。平成26年度をもち全ての耐震改修事業が終了予定である。

問 災害時の突発的な停電時の情報収集手段として、各学校に小型の発電機を常備配置してはどうか。

答 教育総務課長 発電機及び無停電電源装置あるいは蓄電池など学校側と十分検討しながら対処したい。

問 消防団の重要性を周知し、組織を強固にし、拡充に向けての町の考えは。

答 総務課長 必要性を十分にPR活動をし、災害を想定した日々の訓練を実施していきたい。

用途地域の見直しについて

問 経費をかけずに財源を確保する手段として市街化区域内の用途地域を見直し、商業的企業を誘致し、都市的空間を創出し安定税収を図ることが必要と考えるが。

答 都市建設課長 周辺環境と調和した土地利用のために適正な規制・誘導を図っていく。今後は都市計画マスタープランの変更によって道路整備状況等を勘案

し、用途地域指定見直しが必要な場合は関係機関と協議し検討していく。

問 市街化区域を拡大する考えは。

答 都市建設課長 計画的に市街化形成が行われることが確実な区域、優良農地の保全に支障ない区域等は見直しを図っていく。新4号沿道はサービス機能や工業系、流通系の複合的な機能集積地として位置づけ産業振興や土地利用促進のため、具体的な整備が明らかになった時点で計画的開発の誘導を推進する。

いきいきプラザの利便性向上について

問 いきいきプラザの利用者が想定以上に増えている原因は。

答 福祉課長 指定管理者が自主事業を運営し民間としてのノウハウを最大限発揮した事が当初想定を大幅に超える結果となった。

問 大広間と女子更衣室の狭隘感を改善できないか。

答 福祉課長 増築には財源はもとより法令による制約もあるが、今後共検討していく。更衣室については簡易ロッカーの増設やスクールの時間調整、更衣室入れ替え時間の調整で利便性を向

上する。

国保税改定の影響について

問 全自治会説明会の経過と反響は。

答 保険課長 財政状況を説明し医療費抑制のため、特定健康診査の受診と生活習慣の見直し、健康づくりの取り組みをお願いした。町民の健康意識の高まりを感じた。

問 どのような健康づくりを目指すのか。

答 健康課長 運動の習慣化を目的とした教室、水中運動教室、子供の栄養指導教室・栄養相談事業を実施している。今回からコミセンで健康教室を実施する。

問 複合的な健康づくりの施策を用いてもよいのではないか。

答 生涯学習課長 町の指定文化財をウォーキングの目的の中に入れて、文化財と歴史とスポーツの一体的な事業を展開する。



上村 康幸 議員



生ごみ処理機設置費用助成制度について

問 町広報においても取り上げられていますが、生ごみの減量化、資源化を目的とするコンポスト容器及び生ごみ処理機設置費用一部補助制度について伺います。

(1) これまでの助成実績は。

答 住民生活課長 昭和60年度から62年度にかけ当時の町保健委員会の斡旋により、3年間で1359基を助成しました。平成12年度からは電気式及び機械式を加え助成を再開し、昨年度までにコンポスト54基、電気・機械式に53基。当初合計で町内で1466基を補助しました。

問 (2) 制度の趣旨が町民に周知、理解されたのか、目的の達成度

合をどう考えるのか。

答 住民生活課長 生ごみ処理機の導入により、ごみ集積場での臭気対策、カラス等の鳥獣対策、食材の無駄を省くこと、これら生ごみの資源化ということ循環型社会の形成に大きく資するものと考えています。農村部では昔から堆肥化することが生活の中で定着しており、これまでの実績をもって直ちに町全体の生ごみの資源化、減量化を評価することはできないと考えております。しかしながら、現在、町全体から出るごみの45%、約3千トン程度が生ごみということから考えますと、客観的には町民に十分に周知されたとはいえない、目的が達成されたとは考えておりません。

問 (3) 今後の普及の手立て、ゴール、期限といったものをどう考えるのか。

答 住民生活課長 近年の有機、あるいは無農薬栽培などへの関心の高まりの中で、都市部でも自力で生ごみを堆肥化し、家庭菜園等に利用することは、ごみの絶対量が減ることのほか、循環型社会構築への大きな意識改革の端緒、あるいは動機づけになると思われます。当町でも生ごみの排出抑制の実を上げるとすれば、今後、都市部における生

ごみをどう減量化していくかが鍵になると考えております。そのためにもコンポスト、あるいは電気・機械式処理機は有効な手段ですので、引き続き導入を推進してまいります。ホームページや広報での周知をはじめ、あらゆる機会を捉えて周知していきたいと考えております。この制度の期限につきましては、まだその時期には達しているとはいえませんが、当面、継続すべきものと考えております。

雨水利用について

問 雨水を飲料水とするための様々な浄化装置が開発・市販されていますが、災害時に飲料水として利用する為に町指定避難所に雨水タンクを設置する考えはあるのか伺います。

答 上下水道課長 緊急時の水道事業としては、3浄水場で井戸が約10本あり、各浄水場を給水拠点とし各井戸から汲み上げる、またタンク等が準備されておりそのタンクを搬送することにより各避難区域に給水するという考えであり、雨水を浄化し緊急の飲料水とする考えはありません。

問 持続可能な循環型社会を目指す町の取り組みとして、環境政策に一元的に対応する組織新設の考えはあるのか伺います。

答 副町長 低炭素社会、資源循環型社会、自然共生社会の実現に向け、一元的に対応する組織新設の考えについてはありますが、これらのテーマは、すべての行政分野において、事務事業を執行する際に常に念頭に置かなければならないものでございます。従いまして、一元的に対応する組織とすることは困難であると考えております。これら社会の実現に当たっては、住民生活課が旗振り役となつて全町を挙げて取り組んでまいります。また、これまでも実施してまいりましたが、今後におきましても、その時々々の行政需要や行政課題を見極めながら、住民本位の簡素にして効率的な組織機構の構築を目指してまいります。

上三川町一般廃棄物処理基 本計画について



町長の政治姿勢

問

「人にやさしいまちづくり」をモットーに十数年間政治活動を続けております。そんな中、阪神大震災の後、「安心・安全のまちづくり」を旗印にフットワークも軽く、猪瀬町政が誕生しました。その16年後、何の因果関係か、東日本大震災の後、「可能性は無限大」の看板を掲げて星野町政がスタートしました。国も地方も大変な時代となりました。その上、3・11以降、人の心、人の生き方が少し転換期に入ったように思います。町長就任以来1年がたちました。前後左右、東西南北、見えるようになったことと思います。そこで町長に伺います。



山本 辰夫 議員

(1) 私人星野光利氏は上三川をどう考え、町政執行者の決断をしたか。

答

町長 私は、町長に就任する以前、CS(顧客満足)に取り組んでまいりました。CSとは、すべてがおお客様の期待から始まるとの考えのもと、お客様に満足していただくために、何を、どのように提供していくのかを考え、それを達成するための仕組みをつくり上げる活動であると思っております。町長に就任してからは、お客様を町民の皆様と置きかえて、「まちづくりは人づくり」であるとの考えのもと、多くの町民の皆様とのコミュニケーションを大切に、「会話と心のキャッチボール」をモットーに、町民の皆様の視線に立った町民本位のまちづくりを進めていきたいと考えております。

問

(2) 1年経過した今、上三川の現況をどうとらえたか。

答

町長 現在の上三川町の特徴として、比較的財政的に恵まれており、また平均年齢が県内で一番若い自治体であることから「活力にあふれた町」というイ

メージがございます。しかし、その一方で、町民一人当たりの医療費は県内でも上位にあり、このことが国民健康保険の運用を圧迫させております。国保特別会計の影響は、国保のみの問題にとまらず一般会計にも波及し、インフラ整備など、投資的経費の抑制となってあらわれることも考えられます。

問

(3) 初めての予算、初めての人事、どんな思いを込めて、重視したものは何か。

答

町長 平成24年度予算は、対前年度1億3,390万4,000円の減としております。このように財源確保が厳しい状況の中で、上三川町財政適正化計画に基づき持続可能な財政運営を図れるよう配慮しながら、総合計画実施計画に計上した事務事業を着実に実施するよう予算編成をいたしました。

人事につきましては、モチ

ベーションの維持向上を図るため、能力、実績、意欲、積極性を重視し、あわせて組織のリーダーとなれる資質を持つ人材を選考いたしました。今年度制定を目指しております「上三川町暴力団排除条例」に基づき、「安全で安心なまち かみのか

わ」に向けたまちづくりを強力に推進していくために、新たに栃木県警察本部から1名の派遣を受け入れいたしました。さらに、学力県下一の目標達成のため、教育指導主事を1名増員し、学校現場での指導・教育体制の強化を図りました。

問

(4) 最後に、我々、俗にいう団塊の世代が高齢となる10年後、あるいはそれ以降の上三川の未来をどう描こうとしているのか。

答

町長 現在、作成しております。町としましての将来像につきましては、現在、推進中であります上三川町第6次総合計画の実績の評価、検証や町民の意向等を踏まえまして、次期総合計画の策定作業の中で議会のご理解等をいただきながら設定してまいりたいと考えております。



田村 稔 議員



公共運動場・町体育館使用料

問 小中学校部活動等において、自校が使用できない時、使用料を無償にする考えは（学童野球等）

答 町長 今現在、減免の相談はないが今後、調査し考える。

小・中学校防災教育

問 防災の知識、訓練等定着のため、防災教育・防災教材の現況と取り組みは。

答 教育総務課長 各校の実態に合った防災危機管理マニュアル



防災訓練

を新たに作成し、訓練を実施している。

小中学校通学路防犯灯整備

問 各小中学校別通学路のハザードマップを作成し、整備する考え



小学校登校

は。

答 教育総務課長 安全マップを毎年危険箇所での現地調査を行い、見直し作成している。安全マップを通学路のハザードマップに置き換え対応していく。

住宅の耐震化

問 2015年耐震化率90%が、県の目標です。本町の目標値等、取り組みは。

答 町長 耐震化率90%目標を達成するには、1330戸の住宅で耐震改修が必要。

地球温暖化対策

問 電気自動車に対する本町独自の助成の考えは。



町の電気自動車

答 町長 電気自動車購入者に対する助成は考えていない。

自殺防止・悩み解消

問 ゲートキーパー（GK）育成について本町の考え取り組みは。（例：町職員、民生児童委員、介護関係者、小中教職員にGK研修）

答 町長 国の研修教材を提供したり、広く町民に広報やホームページ等により呼びかけ、ゲートキーパーの輪を広げたい。

少子化対策

問 結婚率・出生率を増加する施策（例：まちコン）は。

答 町長 商工会青年部と農業後継者の結婚相談事業をタイアップして事業展開を検討します。

教員の多忙感対策

問 教職員多忙感の軽減施策（例：通知表電子化等）は。

答 教育長 平成23年度、小学校1校、中学校1校で、通知表の電子化を試行的に実施した。この結果をもとに、校務の情報化を推進していく計画です。

医療費、経費節減と財政について

問 経費節減と財政について、長期的財政の見通しと高齢者の国民健康保険について、質問をします。

答 副町長 本町においても町税の落ち込みが続き、大変厳しい財政運営を強いられている状況でございます。

国民健康保険事業は、国民健康保険法に基づき運営されておりますが、法律が制定されてから53年が経過しており、社会情勢の変化から、その制度に構造的な課題も出てきております。

食生活をはじめとする生活習慣の改善、町民ひとり一スポーツの推進、レセプト点検調査の強化や重複・多重受診者への訪問指導、ジェネリック医薬品の



勝山 修輔 議員

利用促進を図って参りたいと考えております。

問 24年度の国民健康保険を行政が支払えなくなってきたということなのか、それとも、もう破綻をってしまったのか、会社で言えば、長期的経営が出来ず、その場しのぎの行政経営をしてきたということではないのですか。

答 副町長 23年度の税率ではやっていかれないという見通しに立ちましたので、引き上げを実施することとしたわけでございます。

問 長期的思案はあったのですが、こういう事になってしまったという言い方でしょうか。それとも少子高齢化というのは昨日、今日と始まった訳ではないです。何十年来、これを言っていることだと思えます。それが、その場限りの経営をしてきたので、そうなったのではないかという考え方をするのは私一人ではないと思っております。

答 副町長 大幅な値上げになると、負担増の為に被保険者の方が非常に困惑するという状況もございますので、その場のぎと、うふうにとられても仕方がないとは思いますが、長期的な財政見通しの中で大幅な値上げをするという事は避けてきたところです。

問 特別会計の基金ということは、他から留保金をためるとか、準備費をとっておくという考えはないのでしょうか。

答 副町長 国保税の値上げ幅を抑えるために基金があったのですが、それを取り崩して国保税値上げの抑制に充ててきたということで、現在、基金はゼロであります。

問 長期的展望ができなかったという認識は副町長にございますか。

答 副町長 単年度毎で収支均衡ができるような改訂を毎年繰り返してきたということでございます。

問 認識があったのか、ないかということを今、副町長に聞いているのですが、認識はありましたか、ありませんでしたか。

答 副町長 国保財政が安定するために長期的な視野に立って考えていかなければならないという認識はございました。

問 株主である町民に、はっきり言えば、「少くらのことでは病院に行かないでくれ」、「少くらの痛いなら薬は貰わないでくれ」と、言っている事の方がかきりしいのではないですか。

答 副町長 自治会にお邪魔しましてその辺のお話をした訳でございます。

問 副町長、私が今聞きたいことは、病院に行きたいと思って日々、生活している人がどこにおりますか、薬を飲みたいという人がどこにおりますか。町民が病気になるに言いたいと言っている人は一人もいないし、生活習慣病になるんだと言っている人はいないわけです。行政として財政がもう破綻して、基金もなくなりました。私達、長期的展望が甘かったせいでの今の状態になったので、町民の皆さん、少し私共の話を聞いてくださいということと話をすれば行政の経費を幾ら削減して一億五千万円生み出しました。それで町の人にあと五千万に協力して頂けないれば1年間の医療費が賄えないのです。私達の既得権は自分のもの、株主である町民には負担をしないというふうには私はないのです。

答 副町長 生活習慣病にならないようにということをお願いをした訳でございます。行政の努力だけでは効果が上がらない事であり、決して病気の人とか、高齢者の方に医者に頼るなどというような説明、要請はしておりません。

議会を傍聴しませんか



町の重要な施策や、皆さんの身近な問題が審議されますので、ぜひお越しください。本会議、全員協議会、常任委員会が傍聴できます。

9月定例会は、9月3日(月)からの開会を予定しております。

9月定例会では、条例等の審議の外、平成23年度決算の審査等が予定されています。

※日程等は、変更になる場合もあります。

詳細は、議会事務局へお問い合わせください。

問い合わせ先

上三川町議会事務局
電話(56) 9162

平成24年5月号の訂正

平成24年5月号の人權擁護委員の氏名が間違っていました。

正しくは、菊地守人氏です。お詫びして訂正します。

平成24年2月号の訂正

2ページ「上三川町西汗コミュニティ運動広場の指定管理者」の記事の中で『817万円を追加』は間違いなので削除願います。

議会の仕組み(条例制定)

議会の権限の中でも、特に大きなものとして、条例の制定・改廃や予算の議決権があり、この可否により、町の事業が決まります。

条例は、地方公共団体(都道府県、市町村)が制定する法令です。憲法第94条により付与された自治立法権に基づいて、地方公共団体が国家法(国の法律)とは別に定めるものです。条例は、当該地方公共団体の行政範囲内のみ効力を有することになっています。

日本の法令は、種類ごとに優劣関係(国の法律等→都道府県の条例等→市町村の条例等)があり、国が定めた法令(法律や命令)に反してはならないと地方自治法で定められており、上位の法令に反する下位の法令は効力を持たないことになっています。

編集後記

誰よりも遠くへ
やり投げ海老原希

上三川町名誉町民の海老原希さんが、6月10日大阪市の長居陸上競技場で行われた、ロンドン五輪代表最終選考会の女子やり投げで62m36という日本新記録にて優勝を果たし、ロンドンオリンピック出場が決定いたしました。

先日、上三川町体育館にて、海老原希選手ロンドンオリンピック出場壮行会が開催されました。海老原選手本人も、忙しい日程



みなさん、すでにご存じのことと思いますが、町のマスコットキャラクターの「かみたん」です。議会もこのキャラクターのPRに、協力していきます。

のなかに参加され、オリンピックに対する抱負を述べられ、応のエネルギーを受けました。オリンピック開催は、7月27日から8月12日まで、イギリスロンドンで開催される予定です。夏季オリンピックとしては第30回の記念すべき大会であるとのことです。

やり投げ予選は、8月7日の予定です。

海老原選手が大きな舞台で、持てる力を十分発揮できることを願っています。

ガンバレ海老原!
ガンバレ日本!

(生出)